

平成21年度定期監査（9）（土木工事） 監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（9）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成21年12月3日から平成22年1月28日までの間において実日数4日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成21年度の土木工事が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

- ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。
- イ 設計図書の作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。
- ウ 周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。
- エ 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

- ア 道路新設(排水)工事(その1)
[練馬区大泉学園町一丁目地内 他2箇所]
- イ 練馬区立池淵史跡公園改修工事[練馬区石神井町五丁目13番地内]
- ウ 路面改良工事(その10)[練馬区平和台一・二丁目地内 他2箇所]
- エ 街路築造及び下水道管渠布設工事(21区画その2)
[練馬区土支田二丁目地内]

(5) 監査対象部課

環境まちづくり事業本部土木部
管理課、計画課、工事課、公園緑地課、土支田中央区画整理課、土支田中央区画整理工事担当課

2 監査の結果

適正に執行されていた。

なお、工事監督について一部不十分な点が見られたので指導した。